

## 野焼きは 禁止されています

最近屋外での廃棄物の焼却に対する苦情が多く寄せられています。主な苦情の内容は、黒煙や悪臭により「気分が悪くなる」「窓が開けられない」「焼却灰が舞ってくる」「洗濯物に臭いがつく」といったものです。みなさんは、適切にごみを処理していますか？

物の焼却も禁止されています。

を起こす可能性も指摘されています。

### ■野焼きはダメ！

廃棄物の焼却については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「静岡県生活環境の保全等に関する条例」で定められており、焼却設備を用いない廃棄物の焼却、いわゆる「野焼き行為」は禁止されています。

たとえ庭先でのたき火（焼却禁止の例外）などの場合でも、生活環境への配慮が必要であり、悪臭や煙害等で、近隣住民から苦情や相談がくるような場合は、指導の対象となります。

また、平成14年12月からは、コンクリートブロックや鉄板で囲っただけといった粗悪な設備による廃棄物の焼却や焼却の基準に適合しない焼却設備による廃棄

### ■ダイオキシンの害

廃棄物の焼却の害には、ダイオキシン類の発生という問題もあります。このダイオキシン類は工業的に製造する物質ではなく、ごみの焼却などの燃焼過程等で生成してしまう物質です。

ダイオキシン類は、常温では無色無臭の固体で、ほとんど水には溶けません。脂肪などには溶けやすい性質を持っています。このダイオキシン類の問題は、動物実験から強い急性毒性が明らかにされている点や、人に対して発ガン性がある点です。また、動物に対して奇形の発生やホルモンの働きをかく乱する作用など

### ■焼却する前に

もう一度考えてみましょう

屋外でごみの焼却を行うことは、近所に大変な迷惑となります。また、空気が乾燥して風が強い季節は火災の原因となる恐れがあります。

ごみは、指定の日時に決められた集積所に出すようにしましょう。

### ■問い合わせ先

川根本町役場本庁町民課

☎ 56-2222

総合支所保健福祉課

☎ 58-7070

## 焼却禁止の例外

法律では、次のような場合、焼却禁止の例外に定められています。ただし、下記の場合であっても廃タイヤや廃ビニールなどの焼却は禁止されています。

◎国又は地方公共団体による施設管理のための廃棄物の焼却

◎災害予防や応急対策、復旧のために必要な廃棄物の焼却

◎風俗習慣上や宗教上の行事のための廃棄物の焼却

◎農林業等を営むためやむを得ない廃棄物の焼却で軽微なもの  
※事前に島田消防署北分遣所・南分遣所、役場に連絡してください。

◎日常生活を営むうえで行われる焼却で「たき火」や「キャンプファイヤー」など軽微なもの

## お知らせ お医者さんにかかるときは

◎お医者さんにかかるときは、保険証を持って行きましょう。

◎病院で保険証の確認が取れないと、いったん全額が自己負担となります。

◎老人保健の方は、老人受給者証もお忘れなく。

### ■入院時の食事代について

国民健康保険（以下、国保）や老人医療保険（以下、老保）の被保険者で、世帯の国保被保険者全員が、一定の条件に当てはまる場合は、申請を行うと、入院時の食事の自己負担額が減額されます。

### ■内容（食事の負担額）の例

住民税が非課税の世帯

◎90日までの入院の場合、

1日650円

◎過去12ヶ月で90日を超える入院の場合、1日500円

### ■申請に必要なもの

印かん・保険証・病院の領収書等

### ■問い合わせ先

川根本町役場本庁町民課

☎ 56-2222

総合支所住民課

☎ 58-7071